

◆ 合理的配慮とは

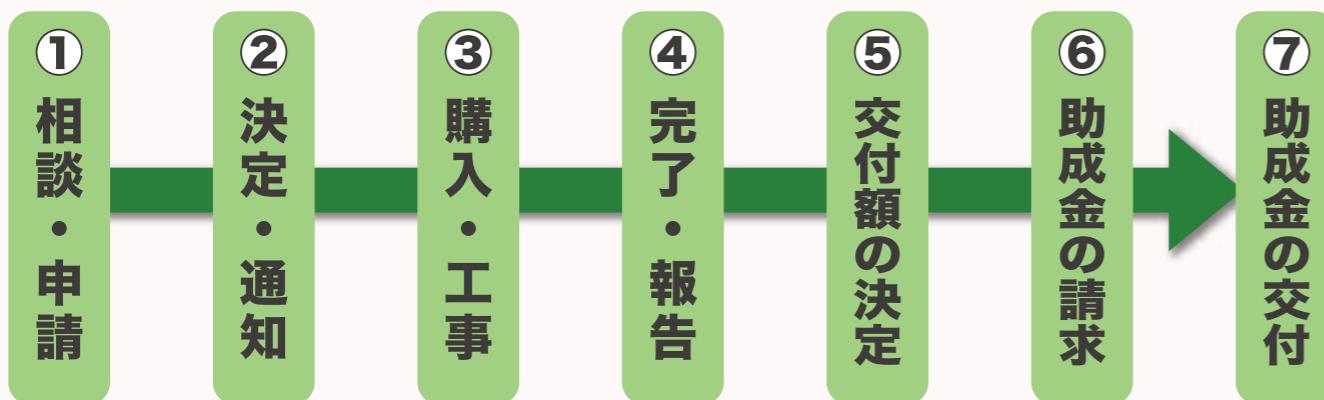
障害のある人やその家族が暮らしやすいよう、環境や考えを変えていくことです。大変なことを急に変える必要はありません。職員による手助け、段差をなくす、スロープを提供する、障害特性に応じわかりやすく内容を説明する、道に物を置かないなど少しの工夫だけで障害のある人もない人も暮らしやすい社会はつくれるものです。

◆ 助成の対象者

- 1 取手市内に事務所又は事業所等を有する商業者などの民間の事業者
- 2 自治会などの地域の団体
- 3 市内で活動するボランティアグループなどの市民活動団体



◆ 利用の流れ



※申請書類は市のホームページからもダウンロードできます。

(ホーム→暮らしの情報→健康・福祉→福祉・介護→障害者福祉→合理的配慮の提供支援に係る費用を助成します) から取得できます。

◆ 助成の対象となるもの

合理的配慮の提供をおこなうための経費で次のものが対象になります。

助成額は対象経費の全額とし、次に掲げる助成限度額を上限とします。ただし、同一の対象者が同一年度中に複数回申請した場合は、その合計金額が助成限度額に達するまでに限り助成を受けることができます。

1 コミュニケーションツールの作成費（助成限度額 10,000 円）

例

○コミュニケーションボードの作成

聴覚障害のある人向けのツール。指さしにより、コミュニケーションを図る。
(用途例)：受付や客席などに設置

○点字メニューの作成

視覚障害のある人向けのツール。点字の読み取りによりメニューを把握する。
(用途例)：飲食メニューなどの作り替え、必要に応じ提供

○その他

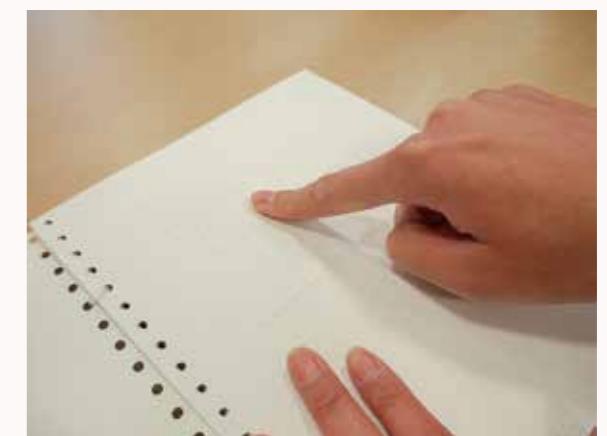
音声コードを用いたチラシ等の作成

○コミュニケーションボード（例）



（出典：公益財団法人 明治安田こころの健康財団）

○点字メニュー（例）



2 物品購入費（助成限度額 50,000 円）

例

○筆談ボード

聴覚障害のある人向けの物品。筆記によるコミュニケーションに用いる。
(用途例)：受付や客席などに設置

○折りたたみ式スロープ

主に肢体に障害のある人、車いす利用者向けの物品。入口等の段差を解消でき、折りたたみ式のため普段は収納しておくことが可能。
(用途例)：入り口付近に収納し必要に応じて提供

○拡大読書器

主に視覚障害のある人向けの物品。画像入力装置を読みたいものの上に置くことにより拡大された画像がディスプレーに映し出すことができる。
(用途例)：受付や客席などに設置

○その他

音声拡張器・車いす